

生活協同組合パルシステム山梨 パルシステム利用約款  
一部改定及特約付記のお知らせ

2014年10月1日付改定  
生活協同組合パルシステム山梨

パルシステム山梨は、パルシステム利用代金のクレジットによる決済実施にあたりパルシステム利用約款の一部改訂を、インターネット限定の利用サービス「タベソダ」の開始にあたり「特約」を付記することとなりました。以下の通りお知らせいたします。

(旧約款)

(ご利用代金のお支払い方法)

第17条 パルシステムのご利用代金は、毎月末日締め切り、翌月6日（6日が休日のときはその翌営業日）に組合員があらかじめ指定した預金口座から自動振替の方法により、お支払いいただきます。

- 2 「CO・OP共済たすけあい（個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む）」および前項の方法による決済を条件とする保険を契約している方は、その月共済掛金及び保険料も合わせて引き落としさせていただきます。（「CO・OP共済たすけあい」のご契約で、ご利用代金の口座と別途、共済掛金専用の口座登録を行った契約は除きます）。

(新約款)

(ご利用代金のお支払い方法)

第17条 パルシステムのご利用代金は、自動振替またはクレジットカードによる支払い方法をお選びいただけます。

ただし、「CO・OP共済《たすけあい》（個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む）」の掛金を自動振替（振込含む）の方法（ご利用代金の口座と別に共済掛金専用の口座を登録する契約を除く）による条件で契約をしている方は、共済掛金（個人賠償責任保険付帯の場合は、その保険料を含む）のお支払いをクレジットカードにすることができません。

クレジットカードでのお支払の場合、「CO・OP共済《たすけあい》（個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む）」につきましては共済掛金専用の自動振替口座の登録・変更をお願いすることになります。詳しくは当生協までお問い合わせください。

- 2 自動振替でのお支払いは、毎月末日締め切り、翌月6日（6日が休日のときはその翌営業日）に組合員があらかじめ指定した預金口座からのお支払いとなります。
- 3 「CO・OP共済《たすけあい》（個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む）」の掛金を共済掛金専用の自動振替でのお支払いに登録・変更した場合は、毎月26日（26日が休日のときはその翌営業日）に組合員があらかじめ指定した預金口座からのお支払いとなります。
- 4 クレジットカードでのお支払いは、クレジットカード取扱会社が定める期日によりお支払いいただきます。
- 5 自動振替のご利用代金のお支払いにつきましては、「CO・OP共済《たすけあい》（個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む。ご利用代金の口座と別に共済掛金専用の口座を登録する契約を除く。）」の共済掛金および自動振替の方法による決済を条件とする団体保険契約（団体がん保険、団体三大疾病保険等）の保険料も合わせて引き落としさせていただきます。

<改定理由> クレジットカードでの利用代金お支払いに伴いお支払日が別途生じること、共済・保険利用での支払方法は別途手続きが必要となること、により旧1項、2項を整理し、別項を設けました。なお旧約款3項以降は項番繰り下げし6項からになります。

(旧約款)

(ポイントサービス)

第18条 当生協は、利用高に応じてポイントサービスを実施しています。ポイントサービスの詳細については、別途これを定め、組合員にお知らせするものとします。

(新約款)

(ポイントサービス)

第18条 当生協は、ポイントサービスを実施しています。ポイントサービスの詳細については、別途これを定め、組合員にお知らせするものとします。

<改定理由> クレジットによるご利用代金のお支払い方法を選択された場合、クレジット会社によるポイントサービスが行われるためパルシステムのご利用代金に応じたポイント付与を行いません。そのため、「利用高に応じて」の文言を削除しました。

「特約」の新設

■タベソダに関する特約

組合員が、インターネットに限定したパルシステムの利用サービスであるタベソダを利用する場合は、パルシステム利用約款(以下、「約款」という)の規定に関わらず、本特約が適用されるものとします。

- 1 タベソダは、事前に利用登録を完了した組合員に限り利用することができるものとします。
- 2 過去に約款第9条2項に基づく利用停止措置を受けたことのある組合員については、タベソダの利用をお断りする場合があります。
- 3 タベソダは全て個人パルによるご利用となります。
- 4 タベソダの利用にかかるパルシステム手数料は、通常のパルシステム利用にかかる手数料とは異なる設定となります。手数料の詳細は当生協のご利用案内等でご確認ください。
- 5 約款第3条に定める約款変更時の「印刷物」による周知並びに約款第10条に定める「商品カタログ」及び「注文用紙」等は、インターネット上での提供となります。
- 6 本特約に定めるものを除く事項については、約款の定めに基づくものとします。

<特約設定理由> 「タベソダ」はインターネット完結型利用サービスを開始するにあたり「特約」を設定しました。

お問い合わせ及びパルシステム利用約款全条文がご入用の際は、以下の各センターもしくは供給担当者にお申し付けください。

甲府センター：0120-28-5891 西桂センター：0120-32-1061 一宮センター：0120-21-9898